

意見書案第2号

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成29年4月14日

提出者	つくば市議会議員	橋本佳子
賛成者	つくば市議会議員	高野文男
	〃	木村清隆
	〃	北口ひとみ
	〃	金子和雄

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうしたなかで政府は、農地を集積し、大規模・効率化をはかろうとしています。この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機におちいりかねません。

平成 25 年度までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成 26 年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米の交付金については 10 a あたり 15,000 円から 7,500 円へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊しています。しかも、この制度も平成 30 年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことはあきらかです。

私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費をつぐなう農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 月 日

つくば市議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
農林水産大臣